

市町村暴力団排除条例の早期制定を求める会長声明

1 声明の趣旨

千葉県内 54 市町村のうち暴力団排除条例が制定されていない市町村において、すみやかに同条例を制定するよう求める。

2 声明の理由

暴力団は、その団体の構成員である暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体であって（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号），その共通した性格は、その団体の威力を利用して暴力団員に資金獲得活動を行わせて利益の獲得を追求するところにある。

暴力団が市民生活や企業・行政活動に触手を伸ばすようになって久しく、千葉県内においても市民が暴力団員によって殺害される事件や拉致監禁の上重傷を負わされ多額の金員等を強取される事件が発生するなど、暴力団は、市民生活や企業・行政活動に対する重大な脅威となっている。

暴力団が違法に獲得した経済的利益を次の収益増殖のための活動資金として用いることで組織の維持拡大を図るものである以上、市民生活の安全と平穏の確保を図り、もって市民の自由と権利を保護するためには、その資金獲得活動を規制することにより暴力団を弱体化させることが何より求められるところである。

当会も全国に先駆けて平成10年に千葉県警察及び、財団法人千葉県暴力団追放県民会議と、民事介入暴力事案等に対する連携についての協定（民暴三者協定）を結び、この協定に基づき、これまで、多数の民事介入暴力事案の解決に当たることで、暴力団排除活動を支援してきた。

現在、暴力団排除の動きは、全国に広がっており、47都道府県すべてにおいて暴力団排除条例が制定・施行され、千葉県においても、平成23年9月1日より当会が暴力団排除の一翼を担うことを規定する暴力団排除条例（以下「県条例」

という。) が施行されるに至っている。

同条例では、暴力団事務所の新設の禁止、少年の暴力団事務所への立ち入らせの禁止、暴力団への利益供与等の禁止及び県の公共工事等すべての契約からの暴力団や暴力団密接関係者の排除等、資金獲得活動対策が整備されている。

しかしながら、現状において県条例の制定だけでは、市町村職員等への不当な要求に対する措置、市町村の契約事務における暴力団排除、給付金の給付等における暴力団排除及び公の施設における暴力団排除を全うすることができない。このような現状に照らし、暴力団の資金獲得活動を規制し、暴力団組織の弱体化をはかるためには、県条例のみならず、千葉県内の 54 市町村すべてにおいて、暴力団排除条例が制定される必要があるが、現時点では、千葉県下において暴力団排除条例が施行されたのは 4 市町村のみである。

また、暴力団排除対策は、社会全体で取り組むことで効果を発揮するものであり、県内すべての市町村が連携して対策を講ずる必要もある。すなわち、ひとつの自治体でも市町村条例が整備されないと、当該市町村に間隙を縫って暴力団や暴力団密接関係者が公共事業に参入して資金獲得活動を行うことを許すことになるのであって、市町村条例が効果を発揮するためには、県内すべての市町村の足並みがそろうことが不可欠なのである。

千葉県内における市民生活の安全と平穏の確保を図り、もって市民の自由と権利を保護するために、県条例が施行されたことに續いて、千葉県内の 54 市町村すべてにおいて暴力団排除条例を制定するべきである。

2011年(平成23年)10月21日

千葉県弁護士会

会長 木村

